



柳澤会計グループ

〒391-0003 長野県茅野市本町西 1-40

TEL : 0266-72-5060 FAX : 0266-72-5063

上川アダプトクリーンウォークに参加しました

4月6日（土）本年度1回目の「茅野市上川アダプトプログラム」が行われ、朝8時30分より社員20名が集合し、恒例となった地域貢献活動に参加致しました。今年も晴天の中での実施となりました。前年と比較し、かなり不燃物が多く少し残念な結果となってしまいました。本年度は、あと7月と10月の2回、クリーンウォークが行われますので、続けて参加する予定です。



消費税増税前の事前準備 ～ 適用税率の判定 ～

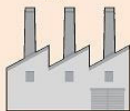
今年10月より開始される改正消費税に伴い、仕入税額控除に必要な要件となる売上・仕入（経費）の帳簿への記載は税率ごとに区分する必要があります。今回は適用税率の判定にあたりご留意いただきたいポイントを下図の様に業種ごとにご確認いただきたいと思います。

飲食業界内では小売業・飲食業以外の製造業・卸売業の皆さまにもご留意いただきたい内容となっております。また他の業界の皆さまも売上・仕入（経費）について、いつ・どのように判定を行うのかを該当する商品・製品ごとにご検討ください。

適用税率の判定に当たりご留意いただきたいポイント！



軽減税率かどうかの判定はいつ？



メーカー

メーカーが「飲食物品」として商品を販売したかにより、税率を判定



卸売業者

卸売業者が「飲食物品」として商品を販売したかにより、税率を判定



小売店

軽減税率が適用される取引かどうかの判定は、商品の販売を行ったとき（取引時点）に判定します。

業種ごとのポイント

適用税率の判定を行う際は、以下の点にご留意ください。

食品製造業

- ・飲食物品を製造するための外注加工費は、標準税率が適用されます。
- ・製造工場等での直売であっても、飲食設備等で飲食させる場合、「外食」に該当し、標準税率が適用されます。

食品卸売業

- ・通常必要な容器（缶・トレイ等）に入った食品の販売には、全体に軽減税率が適用されます。

小売業

- ・イートインスペースを設置している小売店等は、持ち帰り販売は軽減税率、店内飲食であれば、標準税率が適用されます。

飲食業

- ・飲食店での食事の提供やケータリング等は、標準税率が適用され、持ち帰り販売、出前等は軽減税率が適用されます。

POINT



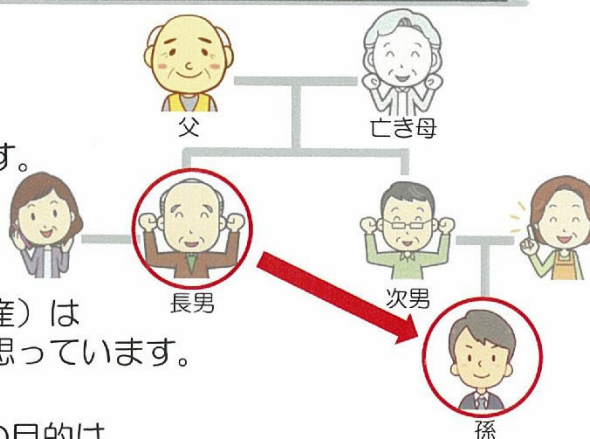
◎詳しいお問い合わせ先
軽減税率相談センター：
0570-030-456
※受付時間：
平日9：00～17：00

家族信託②

二世代先まで決める為に家族信託を活用する

状況

先祖代々続く地元の名士であるお父さんは、現在長男家族と同居中です。これからも代々続く、土地や不動産を守っていきたいと思っていますが、長男夫婦には子供がおりません。そこで、最終的には一家の財産（不動産）は次男の子供（孫）へ引き継がせたいと思っています。



設計



お父さんの目的は、代々続く不動産を同属で継がせていくことです。そこで、この土地や不動産を信託財産とし、委託者をお父さん、受託者を孫、第1次受益者をお父さん、第2次受益者を長男、第3次受益者を次男の子供に設定する信託スキームを設定しました。もし長男が亡くなっても受益権は相続させずに、自動的に孫に受益権が移動するように設定します。

ポイント

遺言を作成する場合、自分が亡くなった後に財産を誰に引き継ぐかを定めることができます。しかし、その後次の代、その次の代までに財産の引き継ぐ相手を定めることはできません。

一方家族信託では、財産を次の代、その次の代と引き継ぎ先を連続させて定めることができます。代々続く財産を自分の直系に引き継ぐ場合には、家族信託契約を結ぶことがおすすめです。



手続きの流れ



(斉藤直人)

税金・会計 Q&A

Q 領収書をもらわずに、レシートだけでも経費になる？

レシートだけでも税務上、経費になります。

1. 領収書とレシートの違い

①領収書

宛名：あり、明細：ただし書きのみ、金額：あり、領収書の発行者：あり

②レシート領収書

宛名：なし、明細：あり、金額：あり、領収書の発行者：あり

2. 領収書の注意点

領収書には、「宛名」がありますが、「明細」がありません。明細がないと、何を購入したのかが、ただし書きに記載がないとわかりません。領収書を受け取った際には、何を購入したのか、メモしておく必要があります。

3. レシートの注意点

レシートには、「明細」がありますが、「宛先」がありません。実際に誰が支払ったのかが証明ができません。

4. 実務上の運用

上記の点から、比較的少額な商品を現金で購入した場合は、「レシート」、高額な商品を購入した場合は、「領収書」をもらっておくことが望ましいと思われます。なお、レシートでも領収書でも5万円以上の場合は、収入印紙を貼付してもらうことを忘れないようにしてください。



Q 社員旅行は、経費になる？

社員旅行の費用は、経費になりますが、従業員の給与として所得税が課税される場合があるため、注意が必要です。社会通念上、一般的に行われていると認められる範囲であれば、福利厚生費となり、旅行に参加した人について給与課税しなくてもよいことになっています。給与ではなく、福利厚生費として取り扱われるための条件は次のとおりです。

①旅行費用の会社負担分が少額であること。

会社負担分が10万円程度。

②旅行の参加行事が一般的であること。

③旅行の期間が4泊5日以内であること。

海外旅行の場合には、外国での滞在日数が4泊5日以内であること。

機内での寝泊りは1泊として、カウントしません。

④従業員全員を対象とし、旅行に参加した人数が全体の人数の半分以上であること。

工場や支店ごとに行う旅行は、それぞれの職場ごとの人数の半分以上が参加することが必要。

⑤自己都合による不参加者に金銭を支給しないこと。

ただし、上記すべての条件を満たしている旅行であっても、役員だけで行う旅行や取引先に対する接待、私的旅行などのような旅行は従業員のレクリエーション旅行であると考えられないため、その旅行に係る費用は給与又は交際費などで処理する必要があります。

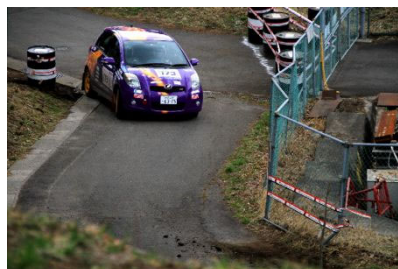


(橋本健治)

『TOYOTA Rally challenge in ハケ岳茅野』

4月13日～14日、『TOYOTA Rally challenge in ハケ岳茅野』が開催されました。昨年に引き続き多くの観客が訪れ、盛大に行われました。

今大会も弊社副所長の両角が「CHINOwith M2 ヴィッツ」のドライバーとして出場いたしました。コ・ドライバーの宮坂選手とは2年目のコンビとなりました。



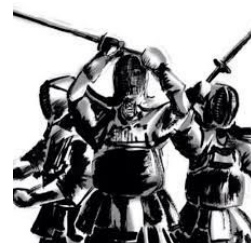
ハケ岳茅野ラウンドでは合計6本のスペシャルステージ（競技区間）で競われました。今大会の名物とも言われる林道グラベル（未舗装路）は選手たちにとってはチャレンジしがいのあるステージです。また一般観戦可能な茅野市運動公園スペシャルステージでは、公園内のコースをラリーカーが走る様子を多くの観客が見守っていました。

多くの方のご協力により今大会も出場することができ、また無事に完走することができました。ありがとうございました。（北原隆幸）

職員コラム ～ 日本の節目に ～ 青柳 佑斗

初めまして。4月より入所いたしました青柳と申します。未熟者ですがこれからよろしくお願いいたします。私が入所した年は『平成』から『令和』に変わる、日本にとって大きな節目の年となりました。新しい元号と共に今後の社会人生活をより良いものにすべく、日々の業務や勉強をがんばりたいと考えております。

私は学生時代に剣道をやっていました。ですので、この年の節目を機に気持ちを一新し再び剣道を始めようと考えております。



剣道の理念として「剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である」とあります。

生涯スポーツである剣道を通して私自身も成長していきたいと考えております。剣道は年代問わずに楽しむことができる数少ないスポーツとして知られており、30代や40代で始められる方も少なくありません。

日本発祥の武道として、私は多くの方に剣道の魅力を知ってもらいたいと思っております。もしご興味を持っていただけましたら、是非私と一緒に剣道を始めてみませんか。